

本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク使用取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の適切な使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク使用申請書(様式第1号)に申請者の事業内容がわかる資料、ロゴマークの使用形態を示す見本その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 地方公共団体が使用するとき。
- (2) 個人が営利を目的とせずに使用するとき。
- (3) 報道関係機関が報道目的で使用するとき。
- (4) 本庄市若しくは本庄市教育委員会が後援等の名義使用を承認した事業で使用するとき。
- (5) 市内の学校、保育所及び幼稚園等が使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の承認等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認し、当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になるおそれがある場合

(7) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(8) その他市長が不相当と認める場合

2 前項の承認は、本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

3 市長は、ロゴマークの使用を承認するときは、必要に応じて条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用内容のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。

(2) ロゴマークの図柄として定められたデザイン及び色彩(指定色又は単色)を正しく使用すること。

(3) ロゴマークの図柄を変形し、若しくは一部分のみを使用し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。

(4) ロゴマークを自己のものとして商標又は意匠に使用しないこと。

(5) ロゴマークを使用する場合にあっては、市が当該商品、事業等を保証するかのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用に係る使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークを使用できる期間は、使用承認を受けた使用期間とする。

(使用内容の変更)

第8条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた使用内容について変更しようとするときは、事前に、本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書(様式第3号)により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク使用(変更)承認書をもって行う。

(承認の取消)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、その決定を取り消すことができる。

- (1) この要項に違反し、又は違反することが判明した場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
 - (3) 第3条第2項の規定により付された条件に違反した場合
- 2 市長は、前項の規定による取消をしたときは、当該取消を受けた者に速やかに通知する。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消をしたときは、当該取消を受けた者に対し、ロゴマークの使用の差止め及びロゴマークを使用した物品等の回収又は破棄を命ずることができる。
 - 4 第1項の規定による取消を受けた者が受けた損害及びその者がロゴマークの使用により第三者に与えた損害については、本市は、賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第10条 ロゴマークの使用により本市に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(承認の状況等の公開)

第11条 市長は、ロゴマークの使用促進を図る観点から、使用の承認の状況等を公開することができる。

(実績等の報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、ロゴマークの使用の状況又は実績の報告を求めることができる。

(施行の細目)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和3年3月2日から施行する。
- 2 この要項は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第2条関係）

本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク



様式第1号

年 月 日

本庄市長 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク使用申請書

下記の事業を実施するに当たり、本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマークの使用の承認を受けたいので、申請します。

記

使用目的及び使用方法等	※使用箇所、作成数及び販売する場合にあっては販売価格、販売場所等の詳細を詳しく記入してください。
使用期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
連絡先 (担当者、電話番号)	

備考 ロゴマークの使用形態を示す見本その他関係書類を添付してください。

様式第2号

年 月 日

様

本庄市長

本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク使用（変更）承認書

下記の事業を実施するに当たり、本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマークの使用を許可します。

記

使用目的及び使用方法等	
使用期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
承認番号	号

様式第3号

年 月 日

本庄市長 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

本庄市塙保己一没後200周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので申請
します。

記

（変更内容）